

地域区分について(報告)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

地域区分の見直しに向けた進め方について

- 地域区分は、公平性・客觀性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠しているが、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。
※ 経過措置とは別に、隣接地域の状況により公平性を欠く状況にあると考えられる自治体に対し、特例を設けている。
- この経過措置の適用について、支給割合が上がる場合には、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能としており、例えば3年毎に段階的に引き上げていくことも可能としている。また、支給割合が下がる場合にも同様の設定を可能としている。
- 国家公務員の地域手当については、令和6年8月の人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引き上げや引き下げが実施されている。
- また、地方公務員の地域手当についても同様の見直しが行われており、総務省の方針を踏まえて各市町村で地域手当の設定を行うことになるが、地域手当の設定にあたっては、特別交付税の減額措置が令和7年度から廃止されており、国家公務員とは異なる独自の支給割合を設定する自治体が増加することも考えられる。
- こうしたことを踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下のスケジュールで市町村の意向を確認しつつ、検討を進める予定。

（今後のスケジュール（予定））

令和8年2～3月 市町村への意向調査

※令和9年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等を調査

令和8年度以降 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて障害福祉サービス等報酬改定検討チームで議論

令和8年末頃 市町村に令和9年度からの地域区分を提示

參考資料

地域区分の概要

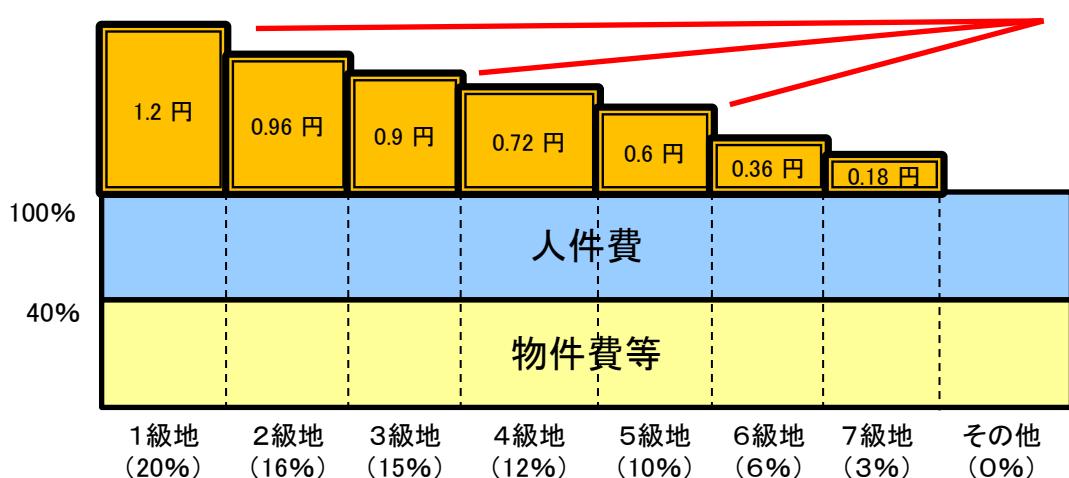
1. 基本的考え方

- 障害福祉サービス等報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別(サービス別)に1単位当たりの単価を割増している。
- 当該地域は、国家公務員の地域手当の区分を基本とともに、国家公務員の地域手当の設定がない地域については、隣接する地域の実情を踏まえ、平成29年度以前までは障害福祉サービス等で独自に地域手当を設定していたが、平成30年度以降は、介護保険サービスと同様の地域区分を設定している。※一部地域においては、経過措置あり。

2. 障害福祉サービスの費用(報酬)単価の割増し

- 報酬単価は1単位10円を基本として、地域別の上乗せ割合に人件費割合を乗じて割り増しされる。
- 地域区分の上乗せ割合は、障害者サービス、障害児サービスともに以下の8区分
1級地(20%)、2級地(16%)、3級地(15%)、4級地(12%)、5級地(10%)、6級地(6%)、7級地(3%)、その他(0%)

【人件費割合が60%のサービスのイメージ】



人件費の地域差を反映

例: 特別区の場合
1単位の単価 = 10円 + (10円 × 地域別上乗せ割合 × サービス別人件費割合)
= 10円 + (10円 × 20% × 60%) → 11.20円

障害福祉サービス等報酬の仕組み

- 障害福祉サービス等報酬は、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定している。(障害者総合支援法第29条第3項等)
- 利用者に障害福祉サービス等を提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を障害福祉サービス等報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、地域ごと、サービスごとに1単位の単価を設定している。

事業者に支払われるサービス費(利用者は所得に応じた自己負担) =

① サービスごとに算定した単位数 × ② サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

【障害福祉サービス等報酬の算定】 (生活介護の例)

サービスごとに算定した単位数				
基本報酬	定員 11人以上 20人以下	所要時間 6時間以上 7時間未満	区分6	1,258単位
			区分5	941単位
			区分2以下	532単位
+ 定員超過利用減算				基本報酬 × 70/100
+ 人員配置体制加算		+ 33~321単位		
+ 常勤看護職員等配置加算		+ 6~32単位		

等

等

サービスごと、地域ごとに設定された1単位の単価

級地	単価	(参考) 地域例
1級地	11.22円	東京都 特別区
2級地	10.98円	大阪府 大阪市
3級地	10.92円	千葉県 成田市
4級地	10.73円	兵庫県 神戸市
5級地	10.61円	茨城県 水戸市
6級地	10.37円	宮城県 仙台市
7級地	10.18円	北海道 札幌市
その他	10.00円	-

※ 障害福祉サービス等の単価は、10円~11.60円

※ 生活介護の単価は、10円~11.22円

事業者に支払われるサービス費 (利用者は所得に応じた自己負担)

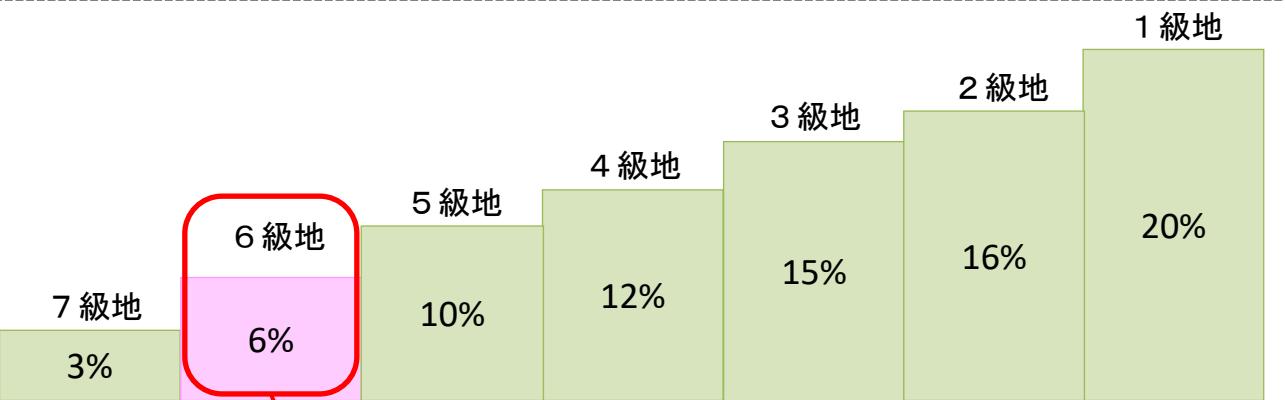
地域区分の経過措置について

概要

- 地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。
※ これまで、平成24年度、平成27年度及び平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、地域区分の見直しを実施。
- 経過措置については、3年毎の障害福祉サービス等報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、令和8年度末まで延長が認められている。

(参考)公務員の地域手当に準拠して障害福祉サービス等報酬の地域区分も見直した場合の経過措置の扱い

令和6年度までの地域手当の級地区分

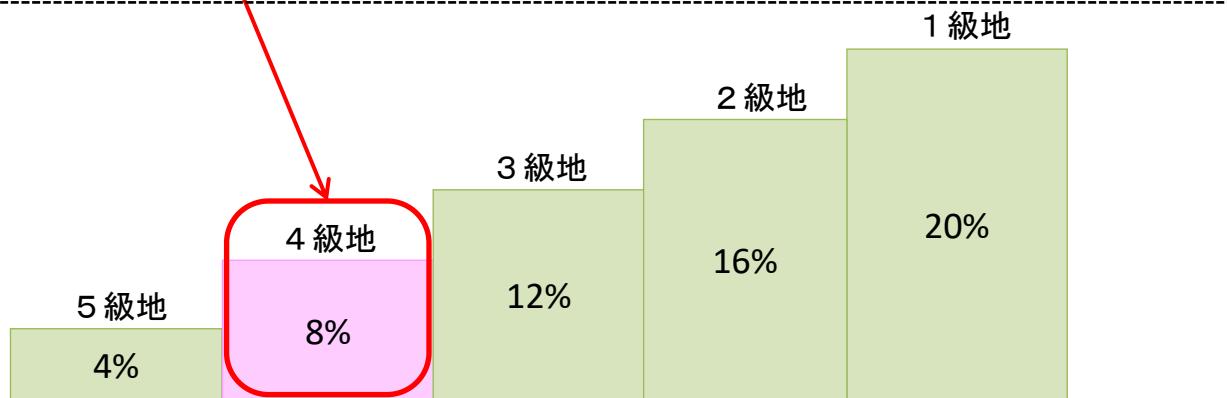


見直しにより6級地から4級地へ

障害福祉サービス等報酬の経過措置

地域区分については、
6%～8%の範囲で設定することが可能

見直し後の地域手当の級地区分



概要

■ 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げるることを認める。

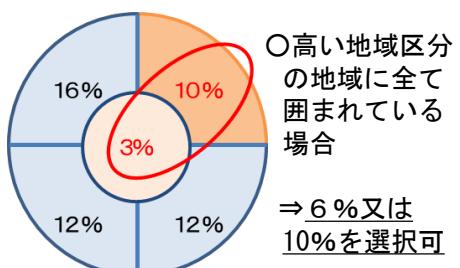
- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれておらず、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

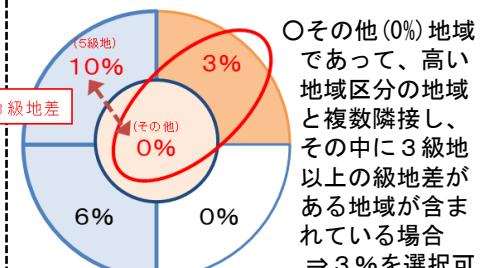
（※2）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

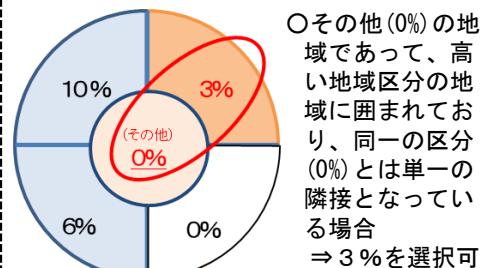
【ア i に該当する事例】



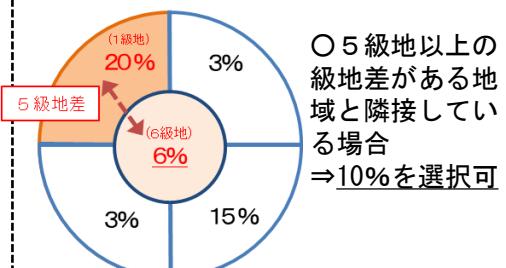
【ア ii に該当する事例】



【ア iii に該当する事例】



【イ に該当する事例】



○ 令和6~8年度における地域区分の適用地域(障害者サービス)

上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
地域	東京都 特別区	東京都 調布市 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 和光市 千葉県 千葉市 成田市 船橋市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市 愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市 大坂府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 芦屋市	茨城県 牛久市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 草加市 相模原市 横須賀市 日野市 藤沢市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市 愛知県 名古屋市 刈谷市 豊田市 大坂府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 芦屋市	大阪府 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 千葉市 土浦市 石岡市 印西市 東京都 立川市 昭島市 川口市 戸田市 朝霞市 新座市 市川市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市 兵庫県 神戸市 西宮市 宝塚市 神奈川県 平塚市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 古河市 利根町 栃木県 那珂市 埼玉県 川越市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 府中町 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 船橋市 四條畷市 東京都 羽村市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市	東京都 武藏村山市 多賀城市 神奈川県 秦野市 大磯町 二宮町 中井町 高崎市 岐阜県 川越市 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 府中町 福岡県 春日市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 船橋市 四條畷市 東京都 羽村市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町 愛川町 愛知県 知立市 豊明市 みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市	京都府 宇治市 亀岡市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 城陽市 野木町 大山崎町 久御山町 精華町 大阪府 岸和田市 東大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 難波寺市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 忠岡町 兼取町 田尻町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和郡山市 生駒市 福岡県 大野城市 福津市 太宰府市 糸島市 那珂川市 船屋町 千葉県 旭市 柏原市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 	北海道 札幌市 茨城県 結城市 神奈川県 秦野市 笠間市 石川県 金沢市 福井県 山梨県 甲府市 大洗町 東海村 阿見町 上田市 岡谷市 飯田市 伊那市 塩尻市 岐阜県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菰野町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 近江八幡市 竜王町 日野町 京都府 井手町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 小野市 加西市 丹波篠山市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	愛知県 南足柄市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 小牧市 新城市 東海市 高浜市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 豊根村 長野県 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 伊那市 塩尻市 下伊那村 岐阜県 大垣市 高山市 多治見市 郡上市 美濃加茂市 各務原市 可児市 静岡県 伊勢崎市 太田市 浜松市 三島市 富士市 島田市 磐田市 勝沼市 三重県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 湯川町 嵐山町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 和高田市 山添村 三郷町 菟鳩町 安堵町 西川町 三宅町 田原本町 明日香村 上牧町 寺町 広陵町 河合町 和歌山県 和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 吳市 海田町 熊野町 板町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 高知県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他地域
地域数	23	7	30	24	62	133	194	1268				

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域(障害児サービス)

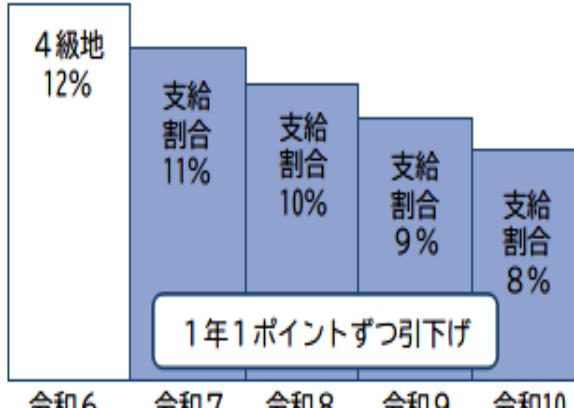
(参考) 公務員の地域手当の見直し内容

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例: 現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	12%	神戸市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等



【見直し後】

16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市等

(参考) 地域手当の支給地域及び支給割合

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

(参考) 見直し後の支給地域及び級地区分・支給割合

(「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 給与分科会 報告書」(令和6年10月)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 20%		東京都：特別区
2級地 16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

※ 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在勤していない地域も加えて掲げている。